

を促進するため、互いの活動への参加の呼びかけや情報交換を行う機会と活動成果を発表する場を提供し、これまで対応できなかった支援が効果的に提供できるよう支援します。

- ・地域福祉課題の解決や地域社会の活性化を図るため、必要なサービス等をビジネス的手法で提供する社会的企業（コミュニティビジネス※など）の創出に向けて必要な支援を行います。
- ・地域活動協議会やNPO等による地域福祉活動の先駆的な取り組みや企業の社会貢献活動の情報共有を行うことによって、地域での関心を高め、地域福祉活動を支援します。
- ・住民相互のサポートを促進するため、地域通貨の効果的な活用について検討します。

⑤避難行動要支援者への支援

- ・災害時に避難行動要支援者を的確に支援できる体制づくりを、自主防災組織をはじめとする地域組織や福祉サービス事業者等と連携して進めます。
- ・避難行動要支援者計画を作成し、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域からの要請に応じて、避難支援等関係者となる自主防災組織へ「地域おける要援護者の見守りネットワーク強化事業」の委託を受けた大阪市港区社会福祉協議会が作成した名簿（本人が自主防災組織等への提供に同意したものに限り）を提供します。
- ・高齢者・障がい者などの避難行動要支援者が、一般の避難所でも円滑に避難生活を送れるよう、平時から住民の理解の促進やつながりづくりを推進するとともに、避難行動要支援者のための福祉避難所に対して福祉避難所設置運営訓練等の実施を働きかけます。

2. 地域福祉を支える基盤整備

①専門的相談機能の充実 【新規項目】

- ・「見守り相談室」に福祉専門職のワーカーを配置し、要援護者からの相談を待つのではなく、積極的なアウトリーチを行い、適切な支援を行うことで、孤立死等の発生を未然に防ぎます。
- ・各制度の狭間に置かれている生活困窮者について、ハローワークによる職業紹介や自立相談支援、中間就労、就労準備支援など、その方の状況に応じて就職活動に対する専門的相談支援を行います。
- ・区専属のスクールソーシャルワーカーの区内私立学校園への巡回・派遣と区専属のスクールカウンセラーの区内小学校への派遣を相互に連携して

行う教育相談事業を実施することにより、児童・生徒の福祉的課題等の解決を図ります。

- ・発達障がいのあるこどもと保護者が、速やかに診断や医療につながる相談を受けることができ、早期の療育や適切な保育・教育等につながるまで専門的な支援のもとに安心して育児ができるよう、臨床心理士等専門職を長期的・安定的に確保し、早期の段階で継続的な相談支援を実施する体制を構築します。

②相談しやすいしくみづくり

- ・虐待や孤立死などの問題が山積する中、各小学校区に地域福祉のコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、身近なところで相談に応じ、地域のネットワークを活かして見守り体制をつくるとともに、専門機関と連携して福祉制度につなげる役割を担います
- ・地域と行政が一体となって、日頃からの見守り活動や住民間のつながり、地域の社会資源のネットワークの強化を図るため、区に「見守り相談室」を設置して、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現をめざします。
- ・子育て家庭の不安の解消を図るため、産後1か月以内にすべての子育て家庭を訪問し、課題の早期発見に努めるとともに、子育て支援室と保健師、主任児童委員が連携して、身近な地域での子どもの見守りやサロンに参加されない親子への支援など、迅速かつ柔軟な支援活動を行います。
- ・発達障がいのあるこどもの保護者など同じ立場で共通する課題や悩みを持つ人たちが、それぞれの経験を活かして相談に応じる、介護者を含めた当事者による相談（ピアカウンセリング）を実施し、悩みをその人自身の力で克服できるように援助するとともに、関係機関等との連携を図ることにより確実な支援を行います。

③さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実

- ・高齢者や障がい者に対する支援については、保健、福祉、医療等の相談支援機関が参画する高齢者虐待防止連絡会議、認知症連絡会議、在宅医療介護連携推進会議、障がい者自立支援協議会、障がい者虐待防止連絡会議において、情報共有や意見交換、連携のための協議や検討、個別ケース検討会議等を行い、ネットワークの強化や職員のスキルアップを図ります。
- ・子育て家庭に対する支援については、主任児童委員、子ども子育てプラザや子育て支援センター等と連携し、子育ての不安と負担軽減を図るための